

令和6年度 第2回協議会及び案への意見シートで寄せられたご意見について

参考 2

No.	資料番号 ・ページ	意見内容	回答	担当課
1	資料1	令和7年度障害者実態調査について 回収率の確保など、実態調査では色々と苦慮されていることがわかった。福祉サービスを利用していないが困り事を抱えるような障害者も調査対象者となるよう工夫してほしい。 この調査結果が、具体的に、どのように施策に反映されているのか知りたい。	本調査につきましては、障害福祉サービスの利用状況の有無に関わらず、江東区民のうち障害種別ごとに無作為抽出により、調査対象者を決定しております。調査を実施し、分析を行うことで第8期江東区障害福祉計画及び第4期江東区障害児福祉計画（令和9年～11年度）の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討いたします。	障害者施策課
2	資料2	障害者意思疎通支援事業〔災害時支援用バンダナ配備〕 障害当事者がバンダナを巻きたいと思うかどうか疑問。（精神障害者など）自身の障害をオープンにしたい人には適さないと感じる。要支援者の可視化ということであれば、既存のヘルプマークで代替できないのか。	本バンダナは、避難所の受付時に着用希望を確認の上、配布します。外見から分かりづらい障害（聴覚、視覚、内部障害等）を可視化し、見知らぬ人が多く集まる避難所内で周囲に障害特性に応じた配慮を促すことを目的としています。ご提案のヘルプマークも配慮を促すことには同様の効果がありますが、障害内容の記載がないため、支援の都度、所持者に障害確認が必要となります。なお、本バンダナは、手話通訳者などの支援が可能な方も可視化し、迅速な共助につなげることも予定しております。	障害者施策課
3	資料2	障害者の就労支援の一環として奨励金を支給 現場の実情は不明ながら、より多くの方が企業実習に取り組めるようにするのは「就労支援事業所」の役割だと思う。企業実習する障害者に区がお金を支給するというのは筋が違っているのではないかと。就労支援を通じた社会参加ということであれば、もっと別の方法を検討すべきと考える。	現状、通所事業所や実習先の企業からは実習手当等を支給されておらず、障害者の方が自身で交通費等を賄わなければならない場合があります。交通費の負担を軽減し、より積極的に企業実習に取り組んでいただく為、障害者の方への支援も必要であると考えております。	障害者支援課